

令和6年栗山町議会定例会

6月定例会議議案

開会 令和6年6月18日

栗山町議会議場

令和6年栗山町議会定例会
6月定例会議

議 事 日 程

令和6年6月18日
午前9時30分開議

日 程	議 案 番 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 会務報告	
4		一般質問	
5	議案第5号	令和6年度栗山町一般会計補正予算（第3号）	
6	議案第6号	令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
7	議案第7号	令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
8	議案第8号	令和6年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
9	報告第5号	令和5年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
10	報告第6号	令和5年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について	
11	議案第9号	栗山町防災会議条例の一部を改正する条例	

12	議案 第10号	栗山町税条例の一部を改正する条例	
13	議案 第11号	栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
14	議案 第12号	栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
15	議案 第13号	栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	
16	議案 第14号	中里団地1工区新築主体工事の請負契約について	
17	議案 第15号	中里団地2工区新築主体工事の請負契約について	
18	議案 第16号	ふじ団地93号棟外壁改修工事の請負契約について	
19	議案 第17号	ふじ団地96号棟外壁改修工事の請負契約について	
20	議案 第18号	栗山小学校非常用発電設備整備工事の請負契約について	
21	議案 第19号	町道の認定及び廃止について	
22	議案 第20号	南空知消防組合理約の一部変更について	

会 務 報 告

5月16日	北海道町村議会議長会理事会に議長が出席した。 (於 札幌市)
17日	北海道森町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	令和6年度栗山町国道234号整備促進期成会総会に議長が出席した。
〃日	くりやま駅前通り商店街協同組合第33回通常総会・懇親会に議長が出席した。
20日	栗山高校女子野球部激励会に議長に代わって副議長が出席した。
21日	北海道斜里町議会産業厚生常任委員会が視察のために来町したので議長に代わって総務教育常任委員長が応接した。
21日～22日	令和6年度町村議会議長・副議長研修会に議長及び副議長が出席した。 (於 東京都)
23日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
24日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	道央廃棄物処理組合焼却施設視察に議長外7名が出席した。 (於 千歳市)
26日	第7師団創隊69周年・東千歳駐屯地創立70周年記念行事に議長が出席した。 (於 千歳市)
28日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
〃日	北海道美幌町議会経済教育常任委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
29日	宮城県議会地域再生調査特別委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
30日	国道ごみゼロの日運動に議長が出席した。
6月1日	栗山消防団春季連合消防演習に議長が出席した。
2日	第33回YOSAKOIソーラン祭り出陣式に議長が出席した。
3日	産業福祉常任委員会を委員会室で開催した。
10日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
11日	北海道町村議会議長会第75回定期総会に議長が出席した。 (於 札幌市)

議案の提出について

令和6年栗山町議会定例会6月定例会議に報告第5号から報告第6号まで及び議案第5号から議案第20号までを別紙のとおり提出する。

令和6年6月18日

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町長 佐々木 学

議案第5号

令和6年度栗山町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,256,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1	町税	1,273,016	△41,085	1,231,931
	1 町民税	548,016	△41,085	506,931
10	地方特例交付金	6,195	41,085	47,280
	1 地方特例交付金	4,000	41,085	45,085
15	国庫支出金	1,148,461	62,147	1,210,608
	2 国庫補助金	571,649	62,147	633,796
16	道支出金	684,503	2,187	686,690
	2 道補助金	324,544	2,187	326,731
18	寄附金	151,600	65	151,665
	1 寄附金	151,600	65	151,665
19	繰入金	469,456	27,651	497,107
	1 基金繰入金	469,278	27,651	496,929
21	諸収入	245,137	27,830	272,967
	5 雑入	105,574	27,830	133,404
22	町債	1,604,000	48,700	1,652,700
	1 町債	1,604,000	48,700	1,652,700
歳 入 合 計		10,087,682	168,580	10,256,262

歳出款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		1,973,672	103,383	2,077,055
	1 総務管理費	1,936,755	103,383	2,040,138
3 民生費		2,094,284	8	2,094,292
	1 社会福祉費	1,459,112	8	1,459,120
4 衛生費		1,146,237	26,843	1,173,080
	1 保健衛生費	859,736	26,843	886,579
5 労働費		9,910	110	10,020
	1 労働費	9,910	110	10,020
6 農林水産業費		442,613	2,187	444,800
	1 農業費	410,352	2,187	412,539
8 土木費		1,458,181	12,003	1,470,184
	2 道路橋梁費	510,870	10,915	521,785
	3 河川費	14,006	880	14,886
	4 都市計画費	336,096	208	336,304
9 消防費		453,729	640	454,369
	1 消防費	453,729	640	454,369
10 教育費		1,048,982	17,553	1,066,535
	1 教育総務費	338,289	1,974	340,263
	3 中学校費	59,442	736	60,178
	4 社会教育費	185,575	5,481	191,056
	5 保健体育費	303,366	9,362	312,728
13 諸支出金		4,000	5,853	9,853
	1 償還金及び還付加算金	4,000	5,853	9,853
歳出合計		10,087,682	168,580	10,256,262

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
34. 橋梁長寿命化修繕事業債	9,400	8,800
35. 杵臼本線道路改良事業債	38,100	86,700
46. 栗山中学校テニスコート整備事業債	2,500	3,200

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
					区分	金額		
①	町税	1,273,016	△ 41,085	1,231,931				
	1 町民税	548,016	△ 41,085	506,931				
	1 個人	471,101	△ 41,085	430,016	1	現年課税分	△ 41,085	
⑩	地方特例交付金	6,195	41,085	47,280				
	1 地方特例交付金	4,000	41,085	45,085				
	1 地方特例交付金	4,000	41,085	45,085	1	地方特例交付金	41,085	
⑮	国庫支出金	1,148,461	62,147	1,210,608				
	2 国庫補助金	571,649	62,147	633,796				
	1 総務費国庫補助金	45,780	102,238	148,018	1	総務管理費補助金	102,238	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加
	4 土木費国庫補助金	423,531	△ 40,091	383,440	1	道路橋梁費補助金	△ 40,091	社会資本整備総合交付金減額
⑯	道支出金	684,503	2,187	686,690				
	2 道補助金	324,544	2,187	326,731				
	4 農林水産業費道補助金	259,366	2,187	261,553	1	農業費補助金	2,187	強い農業づくり事業補助金
⑱	寄附金	151,600	65	151,665				
	1 寄附金	151,600	65	151,665				
	1 寄附金	151,600	65	151,665	1	総務寄附金	65	一般寄附金追加
⑲	繰入金	469,456	27,651	497,107				
	1 基金繰入金	469,278	27,651	496,929				
	1 財政調整基金繰入金	269,537	27,651	297,188	1	財政調整基金繰入金	27,651	
㉑	諸収入	245,137	27,830	272,967				
	5 雑入	105,574	27,830	133,404				
	2 雑入	105,569	27,830	133,399	2	雑入	27,830	スポーツ振興くじ助成金 1,584 過年度多面的機能支払交付金返還金 7,488 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金 18,758
㉒	町債	1,604,000	48,700	1,652,700				

款			計	節		説明		
	項	補正前予算額		補正予算額	区分		金額	
	目							
②	1	町債	1,604,000	48,700	1,652,700			
	6	土木債	530,700	48,000	578,700	1 道路橋梁債	48,000	橋梁長寿命化修繕事業債減額 △ 600 杵臼本線道路改良事業債追加 48,600
	8	教育債	132,700	700	133,400	3 中学校債	700	栗山中学校テニスコート整備事業債追加

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	総務費		1,973,672	103,383	2,077,055	102,238		65	1,080			
	1	総務管理費	1,936,755	103,383	2,040,138	102,238		65	1,080			
		1	一般管理費	80,203	-	80,203		△200	200			
		6	財政調整基金費	34	265	299		265		24	積立金 265	財政調整基金積立金
		16	国際交流費	6,315	880	7,195			880	8	旅費 248	研修旅費追加
										18	負担金補助及び交付金 632	補助金 栗山少年ジェット派遣追加
		25	重点支援地方創生対策費	11,512	102,238	113,750	102,238			1	報酬 1,338	会計年度任用職員 2人分追加
										3	職員手当等 214	時間外手当
										10	需用費 390	消耗品費 事業用追加 283 印刷製本費 諸用紙 107
										11	役務費 1,688	通信運搬費 郵便料追加 1,357 手数料 口座振込追加 331
										12	委託料 1,958	定額減税補足給付金システム構築 858 住民税非課税化給付金システム構築 550 住民税均等割のみ課税化給付金システム構築 550
										19	扶助費 96,650	子育て世帯物価高騰支援特別給付金追加 1,250 定額減税補足給付金 75,400 住民税非課税化給付金 10,000 住民税均等割のみ課税化給付金 10,000
③	民生費		2,094,284	8	2,094,292				8			
	1	社会福祉費	1,459,112	8	1,459,120				8			
		2	老人福祉費	417,362	8	417,370			8	12	委託料 8	いきいき交流プラザ指定管理業務追加

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国支支出金	地方債	その他				
④	衛生費	1,146,237	26,843	1,173,080			18,758	8,085			
	1 保健衛生費	859,736	26,843	886,579			18,758	8,085			
	2 予防費	51,627	26,843	78,470			18,758	8,085	12 委託料	26,135 予防接種業務追加	
									19 扶助費	708 予防接種費用助成追加	
⑤	労働費	9,910	110	10,020				110			
	1 労働費	9,910	110	10,020				110			
	2 勤労者福祉センター費	6,109	110	6,219				110	12 委託料	110 勤労者福祉センター指定管理業務追加	
⑥	農林水産業費	442,613	2,187	444,800	2,187						
	1 農業費	410,352	2,187	412,539	2,187						
	3 農業振興費	313,007	2,187	315,194	2,187				18 負担金補助及び交付金	2,187 補助金 農地利用効率化等支援	
⑧	土木費	1,458,181	12,003	1,470,184	△40,091	48,000		4,094			
	2 道路橋梁費	510,870	10,915	521,785	△40,091	48,000		3,006			
	4 地方道路整備費	142,019	10,915	152,934	△40,091	48,000		3,006	12 委託料	1,224 橋梁定期点検業務追加 1,890 山の手橋補修実施設計追加 833 朝日橋補修実施設計減額 △1,499	
									14 工事請負費	9,691 杵臼本線道路改良工事追加	
	3 河川費	14,006	880	14,886				880			
	2 河川維持費	13,144	880	14,024				880	10 需用費	880 修繕料 インフラ施設追加	
	4 都市計画費	336,096	208	336,304				208			
	2 公園管理費	87,341	208	87,549				208	12 委託料	208 栗山公園・夕張川河畔公園指定管理業務追加	
⑨	消防費	453,729	640	454,369				640			
	1 消防費	453,729	640	454,369				640			
	1 消防費	453,429	640	454,069				640	18 負担金補助及び交付金	640 負担金 南空知消防組合追加	
⑩	教育費	1,048,982	17,553	1,066,535		700	1,584	15,269			
	1 教育総務費	338,289	1,974	340,263				1,974			
	3 財産管理費	3,723	1,265	4,988				1,265	11 役務費	1,265 手数料 立木伐採処理	

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
⑩	1	4 教育諸費	43,206	551	43,757				551	7 報償費	530	小中学校適正配置計画検討委員謝礼追加 30 講師謝礼追加 500	
										8 旅費	21	委員費用弁償追加	
		7 学校経営改善費	59,226	158	59,384				158	18 負担金補助及び交付金	158	補助金 栗山高校支援事業追加	
	3	中学校費	59,442	736	60,178		700		36				
		1 学校管理費	34,761	736	35,497		700		36	14 工事請負費	736	栗山中学校テニスコート改修工事追加	
	4	社会教育費	185,575	5,481	191,056				5,481				
		3 公民館費	12,781	883	13,664				883	12 委託料	883	社会教育施設等指定管理業務追加	
		4 図書館費	58,884	476	59,360				476	12 委託料	476	図書館指定管理業務追加	
		6 農村環境改善センター費	10,109	1,710	11,819				1,710	12 委託料	1,710	社会教育施設等指定管理業務追加	
		7 開拓記念館費	8,313	△19	8,294				△19	12 委託料	△19	社会教育施設等指定管理業務減額	
		9 カルチャープラザ費	34,636	2,431	37,067				2,431	12 委託料	2,431	社会教育施設等指定管理業務追加	
	5	保健体育費	303,366	9,362	312,728			1,584	7,778				
		2 体育施設費	65,463	4,644	70,107				4,644	12 委託料	4,644	栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務追加 154 社会体育施設指定管理業務追加 4,490	
		3 スポーツセンター費	38,678	4,718	43,396			1,584	3,134	12 委託料 17 備品購入費	1,550 3,168	社会体育施設指定管理業務追加 教養・体育機器追加	
⑬	諸支出金	4,000	5,853	9,853			5,616	237					
	1 償還金及び還付加算金	4,000	5,853	9,853			5,616	237					
	2 償還金	-	5,853	5,853			5,616	237	22 償還金利子及び割引料	5,853	過年度多面的機能支払交付金返還金 5,616 過年度空き家対策総合支援事業補助金返還金 237		

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(93) 149	134,712	556,559	374,166	1,065,437	219,305	1,284,742	一般職	
	-	-	-	-	-			準職	
補 正	(2) -	1,338	-	214	1,552	-	1,552	"	
	-	-	-	-	-			"	
計	(95) 149	136,050	556,559	374,380	1,066,989	219,305	1,286,294	"	
	-	-	-	-	-			"	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	2,239	170	23,344	841	20,113	1,935	145,728	121,078	11,937	10,740	93	374,166
	補 正	-	-	-	-	214	-	-	-	-	-	-	-	-	214
	計	18,738	17,210	2,239	170	23,558	841	20,113	1,935	145,728	121,078	11,937	10,740	93	374,380

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(-)								一 般 職	
	142	-	532,523	323,327	855,850	182,467	1,038,317			
	-	/	-	/	-	/	-	/	準 職	/
補 正	(-)								"	
	-	-	-	214	214	-	214			
	-	/	-	/	-	/	-	/	"	/
計	(-)								"	
	142	-	532,523	323,541	856,064	182,467	1,038,531			
	-	/	-	/	-	/	-	/	"	/

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	1,773	170	21,839	841	20,113	1,935	118,751	99,280	11,937	10,740	-	323,327
補 正	-	-	-	-	214	-	-	-	-	-	-	-	-	214	
計	18,738	17,210	1,773	170	22,053	841	20,113	1,935	118,751	99,280	11,937	10,740	-	323,541	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(93) 7	134,712	24,036	50,839	209,587	36,838	246,425	
補 正	(2) —	1,338	—	—	1,338	—	1,338	
計	(95) 7	136,050	24,036	50,839	210,925	36,838	247,763	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	勤 勉	処 遇 改 善	計
	補正前	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839
	補 正	—	—	—	—	—	—
	計	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839

議案第6号

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,368,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税		265,565	1,550	267,115
	1 国民健康保険税	265,565	1,550	267,115
6 繰入金		128,115	△1,550	126,565
	2 基金繰入金	23,747	△1,550	22,197
歳 入 合 計		1,368,460	-	1,368,460

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					① 国民健康保険税	265,565	
1 国民健康保険税	265,565	1,550	267,115				
1 一般被保険者 国民健康保険 税	265,559	1,550	267,109	2 後期高齢者支 援金分	1,550	現年度分追加	
⑥ 繰入金	128,115	△ 1,550	126,565				
2 基金繰入金	23,747	△ 1,550	22,197				
1 基金繰入金	23,747	△ 1,550	22,197	1 基金繰入金	△ 1,550		

議案第7号

令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,460,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
8 繰入金		259,722	153	259,875
	2 基金繰入金	36,540	153	36,693
歳入合計		1,460,170	153	1,460,323

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
6 諸支出金		278	153	431
	1 償還金及び還付加算金	100	153	253
歳出合計		1,460,170	153	1,460,323

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
						⑧ 繰入金	259,722	
2 基金繰入金	36,540	153	36,693					
	1 介護給付費準備基金繰入金	36,540	153	36,693	1 介護給付費準備基金繰入金	153		

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
⑥	諸支出金	278	153	431				153			
	1 償還金及び還付加算金	100	153	253				153			
	1 第1号被保険者保険料還付金	100	153	253				153	22 償還金利子及び割引料	153 過年度保険料過誤納還付金及び還付加算金追加	

議案第8号

令和6年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
5 諸収入		110	130	240
	3 還付金及び還付加算金	100	130	230
歳 入 合 計		265,160	130	265,290

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 諸支出金		100	130	230
	1 償還金及び還付加算金	100	130	230
歳 出 合 計		265,160	130	265,290

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					⑤ 諸収入	110	
3 還付金及び還付加算金	100	130	230				
1 保険料還付金	100	130	230	1 保険料還付金	130		

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
③	諸支出金	100	130	230				130			
	1 償還金及び還付加算金	100	130	230				130			
	1 保険料還付金	100	130	230				130	22 償還金利子及び割引料	130	過年度保険料過誤納還付金及び還付加算金追加

報告第5号

令和5年度栗山町一般会計繰越明許費 繰越計算書について

令和5年度栗山町一般会計予算第6条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・道支出金	地方債	特定財源	
② 総務費	1. 総務管理費	栗山くらし応援商品券発行事業	円 56,237,000	円 35,000,000	円 20,913,000	円 0	円 0	円 0	円 14,087,000
② 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	円 1,100,000	円 1,100,000	円 0	円 1,100,000	円 0	円 0	円 0
② 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修事業	円 5,016,000	円 5,016,000	円 0	円 5,016,000	円 0	円 0	円 0
③ 民生費	1. 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	円 2,772,000	円 2,772,000	円 0	円 2,772,000	円 0	円 0	円 0
④ 衛生費	1. 保健衛生費	栗山赤十字病院改築等事業	円 2,500,000,000	円 2,500,000,000	円 0	円 0	円 2,500,000,000	円 0	円 0
⑥ 農林水産業費	1. 農業費	施設園芸生産基盤緊急支援事業	円 13,020,000	円 13,020,000	円 0	円 13,020,000	円 0	円 0	円 0
合計			円 2,578,145,000	円 2,556,908,000	円 20,913,000	円 21,908,000	円 2,500,000,000	円 0	円 14,087,000

報告第6号

令和5年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 繰 越 を 要 す る た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	円 164,890,000	円 137,170,000	円 27,720,000	円 15,246,000	円 12,400,000	円 74,000	円 0	円 0	資材の納期遅延による工期延長

議案第9号

栗山町防災会議条例の一部を改正する条例

栗山町防災会議条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項に次の2号を加える。

- (9) 公募による者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、男女共同参画その他多様な視点に立った防災の推進上必要と認めて町長が任命する者

第3条第6項中「25人以内」を「35人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

別表第1第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項中「金銭」を「寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第1第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 1 1 号

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険税条例（平成 3 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「23 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「23 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」を「545,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の栗山町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号

栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第13号

栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準及び 運営等に関する条例の一部を改正する条例

栗山町地域包括支援センターの職員に係る基準及び運営等に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項」を「介護支援専門員であって、施行規則第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加え、同条第2項及び同項の表中「前項」を「第1項」に改め、同項中「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

中里団地1工区新築主体工事の請負契約について

中里団地1工区新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1、契約の目的 | 中里団地1工区新築主体工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 136,400,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町朝日4丁目32番地3
朝日産業株式会社
代表取締役 廣岡延博 |

議案第15号

中里団地2工区新築主体工事の請負契約について

中里団地2工区新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 中里団地2工区新築主体工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 144,540,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町中央1丁目1番地1
松原産業株式会社
代表取締役 松原由典 |

議案第16号

ふじ団地93号棟外壁改修工事の請負契約について

ふじ団地93号棟外壁改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 ふじ団地93号棟外壁改修工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 60,500,000円
- 4、契約の相手方 栗山町朝日4丁目32番地3
 朝日産業株式会社
 代表取締役 廣岡延博

議案第18号

栗山小学校非常用発電設備整備工事の請負契約について

栗山小学校非常用発電設備整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 栗山小学校非常用発電設備整備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 106,700,000円
- 4、契約の相手方 栗山町松風4丁目20番地12
鳥山電気工事株式会社
代表取締役 鳥山 幸 健

議案第19号

町道の認定及び廃止について

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の路線を認定及び廃止するものとする。

認 定

路線番号	路線名	起 点	終 点	実 延 長	幅 員	摘 要
C-15	旭町通り	中央3丁目 157番地	朝日3丁目 1番地1	m 961.60	m 6.50 12.00 4.00	

廃 止

路線番号	路線名	起 点	終 点	実 延 長	幅 員	摘 要
C-15	旭町通り	中央3丁目 157番地	松風3丁目 50番地1	m 949.45	m 6.50 12.00	

議案第20号

南空知消防組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第2項の規定により、南空知消防組合規約を次のとおり変更する。

記

南空知消防組合規約の一部を変更する規約

南空知消防組合規約（昭和47年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第13条第2項第1号中「公平委員会費」の次に「、個人情報保護審査会費」を加える。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。